

片小ナビ

保護者のための
片山小学校ガイドブック
—令和6年度版—
(2024 年度)

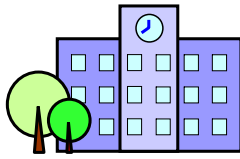


吹田市立片山小学校

『片小ナビ』とは

『片小ナビ』は、片小にお子
さまをかよわせている保護者の
みなさまのための学校ガイドブックです。

保護者のみなさまと片小は、お子さまの
教育に責任をもつパートナー同士です。お
子さまの教育について、いっしょに考えて
協力していくうえで必要な信頼関係を築い
ていくためにも、まずはパートナーである
保護者のみなさまに、片小の「等身大の姿」
をきちんと理解してもらおうと、『片小ナビ』
をつくりました。



～片山小学校ってどんな学校？～

本校の教育 →P. 6～9

学用品の準備 →P. 1

物品の購入 →P. 2

生活習慣・家庭学習 →P. 3

教育相談 →P. 4

納入金事務の手続き →P. 17

ワクワク学校生活

片山小学校の1年

～主な取り組み早分かれ～

※行事の内容や時期は変更になる場合があります

1 学 期

4月・入学式～ぴかぴかの1年生～ 入学式について → P.1

・ 始業式

・ 対面式 ・ 参観懇談

・ 就学援助受付～どんな援助が受けられるの？～ 就学援助について →P.22

・ 給食開始～4月中旬から始まります～ 給食室から →P.15

・ 健康診断 保健室から →P.10

5月・土曜参観

・ 芸術鑑賞会

・ 校外学習

6月・フール開き

7月・水泳参観、懇談会

・ 終業式 評価（通知表）について →P.9

・ 臨海学習（6年）

・ フール開放（予定）

夏休み

8月・フール開放（予定）

おうちの方に連絡をしますので、
緊急時の連絡先は、
必ず学校に知らせておいてください。
安全カードの記入→P.14、20

けがや病気など
緊急時の連絡



夏 休 み

くわしくは各ページをご覧ください

2 学 期

8月・始業式

- ・夏休み作品展
- ・水泳学習

10月・運動会（時期検討中）

- ・校外学習
- ・林間学習（5年）
- ・修学旅行（6年）

11月・校内音楽会

- ・就学時健康診断
- ・創立記念日（11月22日 授業あり）
- ・個人懇談

12月・終業式

もしもの時



台風が来ているけど
学校に行かないといけないの？
行かなくてもいいの？
災害時の対応 → P.21

冬 休 み

3 学 期

1月・始業式

- ・給食週間

2月・参観懇談

- ・校内図工展
- ・新一年入学説明会

3月・卒業を祝う会

- ・卒業式
- ・修了式

引っ越しをする時

引っ越しをするんだけど
どうしたらいいの？
転校手続き → P.20



春 休 み

＜学校の活動（主な取り組み）＞

◇運動会

楽しいダンス、力強い徒競走や団体競技、見応えのある6年生の演技にいたるまで、みんなで力を合わせて、最後までがんばります。



◇臨海学習（6年生）



1年生から系統的な水泳学習に取り組んでいます。6年間のまとめとして、6年生になると、夏に兵庫県南あわじ市阿万海岸海水浴場で一泊の臨海学習を行います。

◇修学旅行（6年生）

平和教育の一環として、6年生は広島へ修学旅行に行きます。全児童が心を込めて作ったおりづるを持って、平和の大切さを学んできます。



◇安全教育

不審者侵入や災害に備えた危機管理訓練、それに伴った引き渡し訓練を実施しています。横断歩道の渡り方、自転車の正しい乗り方などを学習する交通安全教育（1・3年生）などを行っています。

また、高学年では非行防止教室や薬物乱用防止教室、デジタル・シティズンシップ教育を行います。



◇新1年生保護者説明会（1年生）

新1年生保護者の方に、学校生活全般について説明し、入学に備えていただきます。



◇林間学習（5年生）



5年生では林間学習を行います。「琵琶湖博物館」を見学し、「陶芸の里」では焼き物の体験をします。また、宿泊する「吹田市立自然の家」では、夜にはキャンドルサービス、翌日は、自然体験や広場での遊びなど、野外活動を楽しみます。

◇校内音楽会



1年から6年までの全学年が、合唱や合奏などを披露します。子どもたちの素晴らしい歌声や迫力ある合奏が体育館に響き渡ります。

も く じ

入学するとき	1
入学式 -----	(1)
入学式当日の持ち物 -----	(1)
学用品などの準備 -----	(1)
物品の購入 -----	(2)
学校生活を楽しく過ごすために -----	(3)
家庭学習について -----	(3)
なにかあれば、まず担任に相談を	4
どうぞお気軽にご相談ください -----	(4)
学校以外に様々な支援組織もあります -----	(4)
教育のこと	5
吹田市の教育 -----	(5)
人権教育の推進について -----	(5)
本校の教育 -----	(6)
評価（あゆみ） -----	(9)
子どもたちの健康のために	10
保健室から 健康診断 -----	(10)
検診のお知らせ -----	(11)
わたしのけんこう -----	(12)
ケガや病気のときは？ -----	(13)
欠席と連絡方法 -----	(14)
安全カード -----	(14)
給食室から -----	(15)
事務的なこと	17
納入金 ～保護者に負担していただくお金～ -----	(17)
指定校変更・区域外就学 -----	(19)
転校手続き -----	(20)
教科書・副読本 -----	(20)
提出書類の書き方 -----	(20)
～安全カード・児童調査票・PTA入会申込書・引き渡しカード～	
災害時の対応	21
台風の時 -----	(21)
地震の時 -----	(21)
就学のための援助制度	22
就学援助費制度について -----	(22)
新入学児童生徒学用品費の入学前支給について -----	(22)
就学援助費認定者への医療券(医療費援助)について -----	(22)
特別支援教育就学奨励費 -----	(23)
その他	23
留守家庭児童育成室 -----	(23)
ボランティア -----	(23)
学校開放 -----	(24)
学校以外の教育相談窓口 -----	(24)
PTA活動 -----	(25)
校内マップ -----	(27)
教室配置図 -----	(28)
通学路マップ -----	(29)

入学するとき

入学式

日 時 令和6年（2024年）4月5日（金）
受 付 午前9時00分から 保護者同伴
開 式 午前9時30分
式 場 吹田市立片山小学校 体育館

入学式当日の持ち物

教科書・副読本を持ち帰る袋
入学通知書（吹田市教育委員会から郵送
再発行はされません）
児童の上靴、保護者のスリッパ

学用品などの準備

❖学校で配布する物品

- (1)教科書、副読本（いずれも無償配布）
- (2)一括購入品

一括購入品目一覧表

- ・ノート3冊（国語・算数・自由帳）・マイネーム・粘土・粘土ケース・のり
- ・連絡帳・連絡袋・名札・児童氏名ゴム印・給食用お盆・16色クレパス
- ・15色クーピー・けいさんカード・お道具箱



❖ご家庭で用意していただく物品

- ・通学用学用品入れ（ランドセル等）・鉛筆（2Bで丸形以外）5本・赤鉛筆1本・消しゴム
- ・筆箱・下じき・粘土板・はさみ・鍵盤ハーモニカ・絵の具セット・体育館シューズ・上靴
- ・体操服・ハーフパンツ（紺）※紐をゴムに変えるか自分で結べるように練習しておいてください。
- ・赤白帽子・給食エプロン・給食用帽子・マスク・袋4枚と手提げ袋（下記参照）

＊ご家庭にすでにあるものや幼稚園・保育園等で使用されていた物など、今まで使っていた物を使用していただいても結構です。また、高価なものや遊びの要素があるものはお控え下さい。

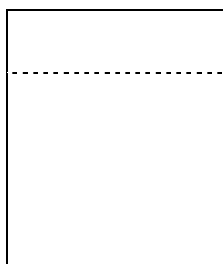
＊鍵盤ハーモニカや絵の具セットはすぐに使用しないので後日の購入でも構いません。学校での販売も予定しています。

❖給食エプロン・体操服・上靴・体育館シューズを入れる袋を4枚とこれらを一つにまとめて入れる手提げ袋1枚を用意して下さい（月曜セットと呼んでいます）。

＊キルティングはかさばりますので、袋の布は他の生地の方がいいと思います。

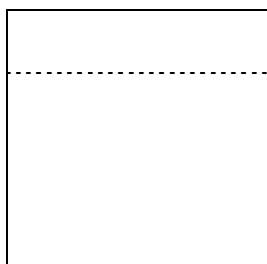
＊手提げは、高さ 30～35cm(持ち手を含め 45cm 以内)程度、幅 40～45cm 程度、持ち手の幅 2cm 程度の物をご用意ください。

《給食エプロン入れ1つ》



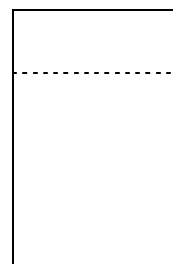
高さ 30cm 程度
幅 25cm 程度

《体操服入れ1つ》



高さ 30cm 程度
幅 30cm 程度

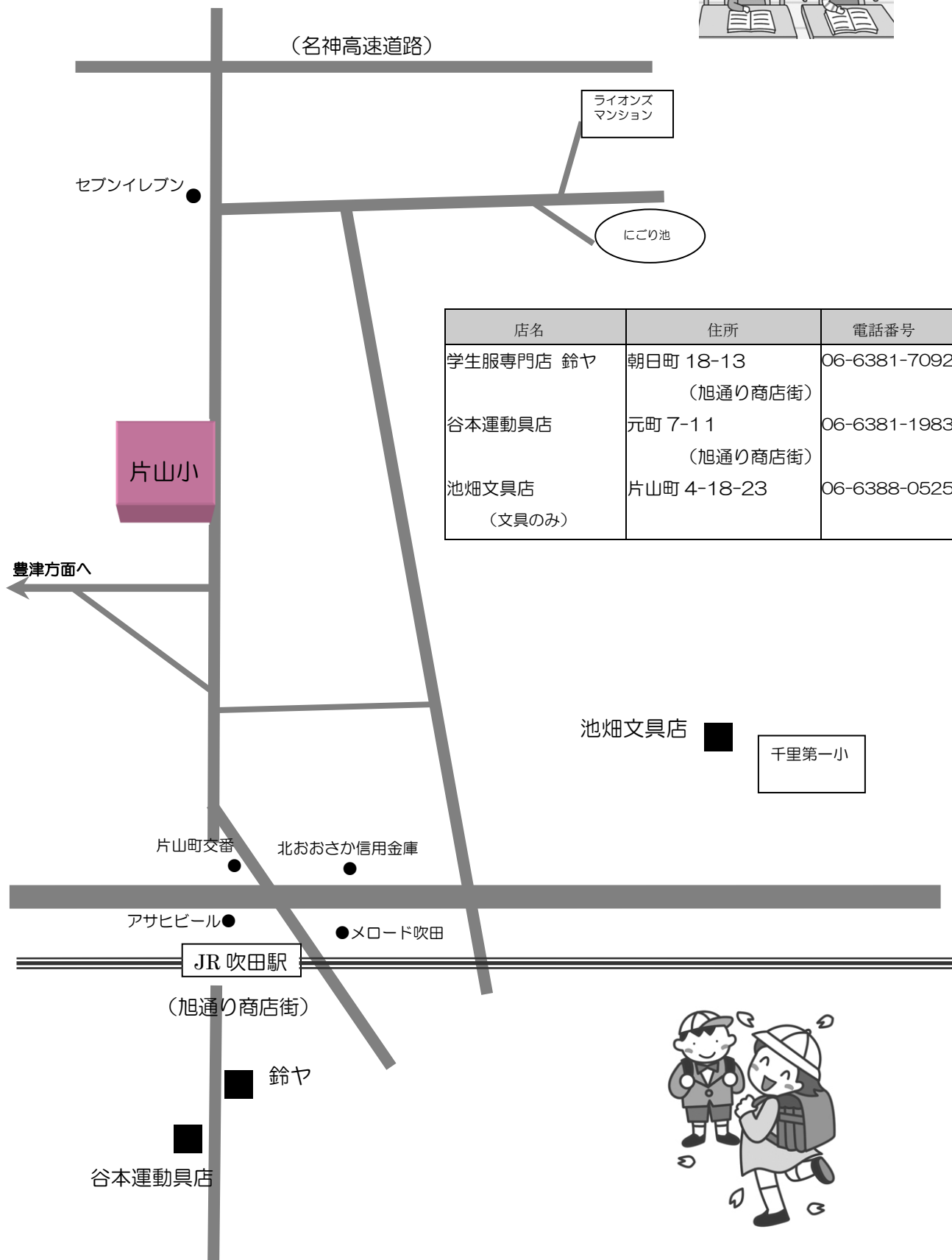
《上靴・体育館シューズ入れ1つずつ》



高さ 30cm 程度
幅 20cm 程度

物品の購入

必要な物品は、以下のお店で購入していただけます。
在庫等については、事前にお問い合わせください。



学校生活を楽しく過ごすために

❖入学時より、日々、ご家庭でも気をつけてほしいこと

児童は、学校という社会で生活し、自立した人間へと成長をとげていきます。とりわけ、基本的な生活習慣を身につけることは、学習を支える大切な土台となりますので、まず自分で自分のことができる子どもにしていけることが大切です。

次の諸点に特に留意して、徐々に習慣づけておいてください。

(1)生活習慣を規則正しく（自分のことは自分でする）

- ①食事は時間を一定にし、好き嫌いをなくす。（給食を食べる時間は20～30分程です）
- ②朝ごはんをしっかり食べる。
- ③登校前になるべく大便をすませる。
- ④早寝早起きを心がける。
- ⑤服の脱ぎ着や畳み方、傘の閉じ方、洗顔、歯みがき、トイレの使い方（和式トイレも）、ランドセルのかけおろし、ハンカチ、ティッシュペーパーの用意など、平常の習慣を身に付ける。
- ⑥自分の持ち物の整理、整頓ができる。

(2)自分の名前をはっきり言えるように、また呼ばれたら「はい」と返事をする。

(3)ひらがなで書かれた自分の名前が読める

(4)次の日の学習準備は、前日に自分でする。

(5)交通ルールを守り、自分の家と学校の間を、ひとりで往復する。

❖健康面などで、配慮を要するお子さまは、必ず前もって学校にお知らせください。

❖連絡帳や学校からのプリント類には、必ず目を通してください。

❖学校でのできごと（遊び、友だち、勉強等）を毎日家族の人と話すようにしてください。そして、子どもとの会話で気になることがあれば、担任までご連絡ください。

❖記 名（持ち物すべてに）

学用品や衣類すべてに、ひらがなで記名してください（鉛筆やクレパスなど、1本1本にも記名してください。油性ペンでお願いします）。体操服や上靴には図のように記入してください。

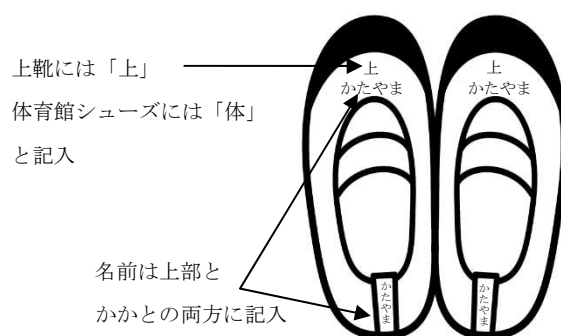


家庭学習について

小学校は、初めての義務教育の場です。

学校では宿題を出します。片山小学校では、考える力、表現する力を育てていくことを考え、全学年で自主学習にも取り組んでいます。1年生は2学期からになります。詳しくは入学後に担任からご説明します。

家庭では、お子さまが落ち着いて宿題に集中できる時間をとってあげてください。また、宿題を手伝うのではなく、できれば宿題をやったかどうかの確認をしてあげてください。



なにかあれば、まず担任に相談を

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。そしてときには人間関係がうまくいかなかったり、トラブルになったりすることもあります。もし何か問題が起こったり、気になることがあったりしたら、電話でも結構ですので、遠慮なく担任までご相談ください。

どうぞお気軽にご相談ください

子どもが家に帰って、学校の様子を多く話すことはとても良いことです。保護者の皆様も、学校のことがよくわかると思います。

しかしときには、子どもからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して不信や不満を持つことも見受けられます。またその不信や不満があたっている場合もあるでしょう。でも、そのような不信や不満をそのまま子どもの前で話したりすると、子どもは学校で誰を信じて学習をしたらよいのかわからなくなってしまいます。また、保護者と担任との意識のすれ違いが大きくなってしまいます。

担任や学校に対する不信や不満が生まれそうなときには、まず担任に連絡を取ってください。話し合うことで、必ず解決の糸口が見えてくるものです。

学校以外に様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずに色々な相談窓口で話してみませんか？きっと良い解決方法が見つかるでしょう。詳しくは 24 ページをご覧ください。



❖電話対応について

午前 8 時～午後 5 時 30 分までとしています。時間外はメッセージが流れます。生命にかかわる事故など、緊急を要する場合は、吹田市役所の守衛室（電話 06-6384-1231 市役所代表）へご連絡ください。なお、時間外でも学校から連絡することがあります。ご協力お願いします。

❖学校ホームページ

片山小学校のホームページでは、「こうちょう日記」のコーナーで行事の様子や日々の授業の様子を随時更新しています。また、学校だよりや学年だよりの掲載や先生からのお知らせ等の情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

URL <https://www.suita.ed.jp/school/es/19-katayama/>

片山小学校

検索

教育のこと

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から ^{あす}未来の力を ^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今 吹田から ^{あす}未来の力を ^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、
可能性に挑戦する力
を育む教育～

基本目標2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働し
ともに歩む教育～

基本目標3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを
支援する教育環境～

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・相手の立場に立って考えること
- ・ものごとを公平にみること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ちがいを認め合い、いい関係をつくること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと

本校の教育

❖学校教育目標

「自ら学び、命と人権を大切にする、すこやかで心豊かな子どもを育成する」

『めざす子ども像』

「か」	——	考える子	-----	自ら学ぶ子
「た」	——	たくましい子	-----	心身共にすこやかな子
「や」	——	やさしい子	-----	人権を大切にする子
「ま」	——	まなざしのひかる子	-----	心豊かで何事にも意欲的な子

❖主な取り組み

- ① 令和5年度は研究推進テーマとして「国語科の授業を通して読む力を育てる」を掲げ、主体的に学びながら、学ぶ楽しさを味わうことができるような授業研究に取り組みました。
- ② 片山中学校ブロックとして幼小中の連携に取り組んでいます。
- ③ 外国語教育をはじめ、社会の変化に対応した教育の充実をすすめています。
- ④ iPadを1人1台貸与し、6年間を通じて積極的に活用し、ICTによる新しい学びを創造します。
- ⑤ 心の教育、いじめ予防などの生活指導の充実に取り組んでいます。
- ⑥ 人権教育、特別支援教育の充実に取り組んでいます。
- ⑦ 児童の安全確保及び安全管理に努めるとともに、地域に開かれた学校づくりをすすめています。

❖学校の概要

所在地 〒564-0083 大阪府吹田市朝日が丘町16番1号

電話 06-6387-8531 Fax 06-6387-9364

URL <https://www.suita.ed.jp/school/es/19-katayama/>

児童数 900名 学級数 38学級（内 支援学級11学級）（R5.10.1 現在）

1学年151名（5学級） 2学年138名（4学級） 3学年157名（5学級）

4学年145名（4学級） 5学年160名（5学級） 6学年149名（4学級）

❖学校のきまり（抜粋）

- ① 登校の時刻は、午前8時から8時20分。
- ② 下校の時刻は、午後4時30分。（水曜日は3時30分）
- ③ 登下校の時には、決められた門から出入りし、決まった通学路を通る。
- ④ 学習に必要なものを持ってこない。
- ⑤ 必要のないお金を持ってこない。
- ⑥ 家に忘れ物をしても取りに帰らない。
- ⑦ 下校した後は、忘れ物を一人で取りに来ない（やむを得ない場合は保護者同伴で）。
- ⑧ 自分から、相手の顔をしっかり見て、はっきり大きな声であいさつをする。
- ⑨ 親の許可なしに校区を出ない。
- ⑩ 校門前は壁側（学校側）の歩道を歩く。（道いっぱいには広がらないで歩道を歩く）
- ⑪ 登校したら名札をつけ、下校のときは名札をはずす。



❖日課表

※この日課表は令和5年度のものです。

朝の会	8:30 ~ 8:45
第1時限	8:50 ~ 9:35
休み	9:35 ~ 9:40
第2時限	9:40 ~ 10:25
業間	10:25 ~ 10:45
第3時限	10:45 ~ 11:30
休み	11:30 ~ 11:35
第4時限	11:35 ~ 12:20
給食	12:20 ~ 13:05
休み	13:05 ~ 13:20
清掃	13:25 ~ 13:40
第5時限	13:45 ~ 14:30
休み	14:30 ~ 14:35 (ク委)14:30~14:45
第6時限	14:35 ~ 15:20 (ク委)14:45~15:30
最終下校	16:30 (水)15:30

※授業終了後、10分程度終わりの会があります。下校時刻は時程によって前後することがあります。

水曜日は1～3年が5時間授業（14時10分頃下校）、4～6年が6時間授業（15時頃下校）となります。全学年4時間授業（13時15分頃下校）の場合もあります。

※朝は学習タイム、読書タイム等です。（金曜日は学年ごとに読み伝えも行っています。）

※火曜日の朝は、全校朝礼・児童集会があります。

※クラブ・委員会(ク委)がある月曜日の6時間目のみ15時30分までです。

❖校章・校歌



校章・校歌制定【昭和55年（1980年）7月31日】

「片山」の「片」は赤色で、自由を

「片山」の「山」は青色で、平等を

地色は白色で、平和を

周囲の八角形の輪は 太陽を表しています。

片山小学校 校歌

一 片山とよばれる丘に

つどいくる ひとりひとりが

背おってる 希望の羽根が

はばたいて 緑の音を

ひびかせる 今日の形で

まなざしに 言葉をそえて

二 片山と声を揃えて

つぶやけば はるかに見える

生駒山 きみの心の

高鳴りを 受けて光って

おどってる 今日の形で

まなざしに 言葉をそえて

❖年間行事計画

	主な学校行事	保健行事
4月	入学式 始業式 対面式 参観・懇談	身体計測 内科検診 結核健診 心臓検診 尿検査
5月	土曜参観 避難訓練 校外学習	視力検査 聴力検査 眼科検診
6月	プール開き	歯科健診 耳鼻科検診
7月	水泳参観 懇談会 終業式 6年臨海学習 水泳指導	生活習慣病予防検診(5年の希望者)
8月	水泳指導 始業式	
9月	避難訓練	身体計測
10月	運動会(時期検討中) 校外学習 6年陸上大会 5年林間学習 6年修学旅行	色覚検査(1年の希望者)
11月	校内音楽会 個人懇談	就学時健康診断 歯みがき指導
12月	終業式	
1月	始業式 避難訓練 給食週間 クラブ見学	身体計測
2月	校内図工展 参観・懇談 新1年入学説明会	
3月	卒業を祝う会 卒業式 修了式	

※ 行事は、年度によって内容や実施時期が変わることがあります。

❖クラブ・委員会活動

- クラブ
- ・タブレット ・手芸 ・図工 ・昔あそび ・囲碁・将棋・オセロ
 - ・切り絵 ・イラスト・塗り絵 ・ダンス ・科学 ・百人一首 ・読書・文芸
 - ・書道 ・体育館スポーツ ・運動場スポーツ ・ナンプレ・算数・パズル
- 児童会活動
- ・児童会 ・広報 ・体育 ・図書 ・飼育 ・給食 ・園芸
 - ・生活 ・放送 ・保健 ・美化 ・掲示
- 課外クラブ
- ・ミニバスケットボール ・バレーボール ・サッカー ・バドミントン
 - ・和太鼓 ・ダンス

※クラブ・委員会活動は年度によって内容が異なる場合があります。

評価（あゆみ）

本校の通知表（あゆみ）について説明します。

「あゆみ」は学期ごとにお子さまの学習や生活の様子を評価したものです。

「あゆみ」は学習指導要領の示す目標に合わせ、学期ごとの学習内容を示していますが、目標に準拠した到達度評価であり、他の子どもたちとの比較をもとにしたもの（相対評価）ではありません。

学習の評価は各教科・単元ごとの到達目標に照らして、その目標に到達できたものを「できた」、できなかったものを「がんばろう」として、1・2年生では2段階で評価をしています。また、3年生以上では、目標に十分到達していると考えられるものには「よくできた」を加えた3段階での評価となっています。

評価は、テストや普段の学習でのプリントやノート、また提出物等により到達度を判断しています。

1～4年生の外国語活動（英語）、道徳、総合的な学習については、文章表記で評価しています。また、生活の様子については、お子さまの学校・学級での様子をもとに、2段階で評価しています。

「あゆみ」は、お子さまの学習や生活の様子を保護者の皆様にお伝えすると同時に、子どもたちが学習の励みにしていくものという側面もあります。各家庭で「あゆみ」をもとにお子さまと話し合っただけ、励みになる言葉かけもお願いします。

（参考）1 年生あゆみ システム変更に伴い書式が変更になる可能性があります。

No. 4

(第1学年)

学習の記録		1がっき	2がっき	3がっき		
教科	観点	できた	がんばろう	できた		
国語	知識・技能	文やことばのきまりがわかる				
		かん字を正しくかく				
		文字のかたちに気をつけて、ていねいにかく				
	思考・判断・表現	ことばのまとまりに気をつけて音どくする				
		わかるようにはなす				
		はなしをしっかりとる				
	学習に取り組む態度	かんたんな文しようをかく				
		どんなことがいっているかわかる				
		すすんで学ぼうにとりくむ				
	算数	知識・技能	たしざん・ひきざんが でき、おおきな かずが わかる			
ものの かたちが わかる						
じごくが よめ、ながさ かさ ひろさが わかる						
思考・判断・表現		えや ずの いみがわかり、あらわすことが できる				
		ず・ことば・しきをつかってもんだいをかんがえ、せつめいすることが できる				
		すすんで学ぼうにとりくむ				
生活		知識・技能	みちかな人・しゃかい・しぜんとの かかわりに気づき、かつどうする			
		思考・判断・表現	見た きいたことについて かんがえ、ひょうげんする			
		学習に取り組む態度	きょうみを もって たのしく、かつどうする			
音楽		知識・技能	たのしく うたう			
	がっきで たのしく えんそうする					
	リズムづくりをする					
	思考・判断・表現	音がく の しきみに おもいがもてる				
		いろいろなきよくや えんそうを たのしんできく				
		たのしく みんなといっしょに 音がくかつどうする				
	学習に取り組む態度	たのしく うたう				
		からだつくりうんどうをする				
		あるいたり はしったり とんだりする				
	図画工作	知識・技能	てつぼう・マット・とびばなどを つかい、うんどうあそびをする			
水あそびをする						
なかよく ゲームを する						
思考・判断・表現		まねっこあそびや リズムあそびを する				
		ルールや あそびかたを くふうする				
		学習に取り組む態度	よくそくを まもり たのしく うんどうする			

※空欄はその学期評価していません

No. 4

1がっき	2がっき	3がっき
道徳		
外国語活動		
せいけつようす		
項 目		
1	2	3
あいさつする		
ことばづかいに 気をつける		
友だちと なかよくする		
せいり せいとんをする		
わすれものを しない		
当番や かかりの しごとをする		
気づいたこと		

子どもたちの健康のために

保健室から

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体計測、ケガや病気の応急手当をしています。また、困ったことや心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

健康診断

学校保健安全法の規定に基づいて4月から6月にかけて行われます。主な目的は次の3点です。

- ① からだがどれだけ大きくなっているかを知るため
- ② 隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③ 健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等はいりません。

※健康診断には、ご家庭における健康観察の情報が重要です。多くの問診票や書類などを持ち帰りますが、記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

※検査の日程・注意事項などは毎月の「保健だより」などをご覧ください。

※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

☆ 入学までに、むし歯など治療が必要とわかっているものについては治しておいてください。

健康診断の実施項目及び該当学年

(●…全員 △…一部該当者 □…希望者)

項 目		学 年	保 育 園	幼 稚 園	小 学 校					
					1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身	体	計 測	●	●	●	●	●	●	●	●
視	力	検 査	●	●	●	●	●	●	●	●
聴	力	検 査		●	●	●	●		●	
内		科	●※	●	●	●	●	●	●	●
眼		科		●	●	△	△	△	△	△
耳	鼻	咽 喉 科		●	●	△	△	△	△	△
歯		科	●	●	●	●	●	●	●	●
結核健診(問診及び診察)					●	●	●	●	●	●
尿 検 査	1次		●	●	●	●	●	●	●	●
	2次		△	△	△	△	△	△	△	△
心 臓 検 診	1次				●					
	2次				△	△	△	△	△	△
	3次				△	△	△	△	△	△
脊柱側弯検診		1次			△	△	△	△	●	△
色 覚 検 査					□					

※3歳以上

その他 ・ 身体計測(身長、体重) … 4月、9月、1月 全学年
子どもの生活習慣病予防検診 … 5学年希望者

検診のお知らせ



健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検診結果のお知らせ」「受診勧告書」などでそのつどお知らせしますので、持参のうえできるだけ早く医療機関を受診してください。

受診後は、病院からもらう報告書を学校に提出してください。



わたしのけんこう

お子さまには毎学期「わたしのけんこう」という用紙を配っています。これには、健康診断や身体計測の結果を書き込んでいきます。検診の最終結果は「わたしのけんこう」でお知らせしています。

がっこうめい 学校名		しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校 中学校		
がくねん・くみ・ばんごう 学年・組・番号				
な ん しょう 名 前				
		1 学期	2 学期	3 学期
	しん ちう 身長	cm	cm	cm
	たい じゅう 体重	kg	kg	kg
	ない けいしん 内科検診			
	けつかく けいしん 結核検診			
	うんどう ぐさ けいしん 運動器検診 《脊柱・胸郭・四肢》			
	しん けいしん 心臓検診			
	がん けいしん 眼科検診			
	視 力 () 矯正視力		1 回目	2 回目
		右	()	
	左	()		
	じ び けいしん 耳鼻科検診			
	聴 力	右		
		左		
	し けいしん 歯科健診	むし歯		
		その他の病変		
	こ けいしん 尿 検 査			



ケガや病気のときは？

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でケガをした場合、ケガの大きさにより医師による治療を受けることがあります。

病院に連れて行く前に保護者（安全カードに記載の連絡先）の方へ連絡をしますので、勤務先など異動があった場合は速やかにお知らせください。

お子さまには、学校管理下でケガをしたときは、すぐに担任またはケガをした時間の担当の先生に申し出るようご指導ください。また、学校でのケガでうちから医療機関を受診した場合は、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。災害共済給付制度の手続きについてお知らせします。

❖ケガをしたとき

学校で起きたケガについては … 保健室で応急手当を行い、

①その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）

②緊急で医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。

※保健室ではその日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

❖病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

①教室での授業が可能であると認められる場合は、教室に帰して担任が経過観察をします。

②保健室で安静に休ませ、経過を観察します。

その後も身体症状が回復しない場合は、担任または養護教諭より保護者に連絡をとり、下校してもらいます。（原則として迎えにきていただきます）

※保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、お知りおきください。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思います。

❖いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。何かあったら必ず保護者に連絡をしていますので、安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。また、連絡先が変更になった時は、担任の先生までお知らせ下さい。

❖災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことを目的とするものです。

センターに加入すれば、学校管理下でのケガで医療費がかかった場合、その程度により給付金が支給されます。この制度における「学校の管理下」とは、お子さまが登校してから下校するまでの間を指します。決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・課外クラブ・児童会の活動なども含まれます。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。

欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校に遅れるときや休むときは、必ず、学校へ連絡してください。『さくら連絡網』という学校との連絡アプリを使用して行います。アプリの登録方法や使用方法是改めてお知らせいたします。

また、次のような場合は、欠席扱いになりません。

① 学校感染症にかかったとき（出席停止）

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。

② 臨時休業（学級閉鎖）になったとき

感染症予防上必要がある場合に行います。（3日程度）

③ 親族の忌引のとき（遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数を加算することができます）

父母…10日以内 祖父母…5日以内 曾祖父母…3日以内

兄弟姉妹…5日以内 伯叔父母…3日以内 従兄弟姉妹…1日以内

安全カード

このカードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などを記入していただきます。

学校から緊急で医療機関を受診する際に持参します。保険証番号を記入していただきますが、これは保険証を提示されるまでに参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本の提示が必要です。学校で厳重に保管し、プライバシーの保護に努めます。

なお、提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。また、外出時でもできるかぎり出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。

保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないことがあります。病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診先へお越しくください。

自宅・勤務先・携帯電話など
緊急の際の優先順位で
お書きください。
番号順に連絡をとります。

保険証の表紙の通りお書きください。
保険証が変わったときは、
速やかにお知らせください。

裏面の地図に学校から家までの
通学の経路をお書きください。

安全カード

氏名		性別		生年月日	
住所		電話番号		学年	
①	緊急時の連絡先	②	緊急時の連絡先	③	緊急時の連絡先
④	緊急時の連絡先	⑤	緊急時の連絡先	⑥	緊急時の連絡先
⑦	緊急時の連絡先	⑧	緊急時の連絡先	⑨	緊急時の連絡先
⑩	緊急時の連絡先	⑪	緊急時の連絡先	⑫	緊急時の連絡先
⑬	緊急時の連絡先	⑭	緊急時の連絡先	⑮	緊急時の連絡先
⑯	緊急時の連絡先	⑰	緊急時の連絡先	⑱	緊急時の連絡先
⑲	緊急時の連絡先	⑳	緊急時の連絡先	㉑	緊急時の連絡先
㉒	緊急時の連絡先	㉓	緊急時の連絡先	㉔	緊急時の連絡先
㉕	緊急時の連絡先	㉖	緊急時の連絡先	㉗	緊急時の連絡先
㉘	緊急時の連絡先	㉙	緊急時の連絡先	㉚	緊急時の連絡先
㉛	緊急時の連絡先	㉜	緊急時の連絡先	㉝	緊急時の連絡先
㉞	緊急時の連絡先	㉟	緊急時の連絡先	㊱	緊急時の連絡先
㊲	緊急時の連絡先	㊳	緊急時の連絡先	㊴	緊急時の連絡先
㊵	緊急時の連絡先	㊶	緊急時の連絡先	㊷	緊急時の連絡先
㊸	緊急時の連絡先	㊹	緊急時の連絡先	㊺	緊急時の連絡先
㊻	緊急時の連絡先	㊼	緊急時の連絡先	㊽	緊急時の連絡先
㊾	緊急時の連絡先	㊿	緊急時の連絡先		
保険証の表紙の通りお書きください。					
保険証が変わったときは、速やかにお知らせください。					
裏面の地図に学校から家までの通学の経路をお書きください。					

◎記入上の注意をよくお読みください。

給食室から

❖みんなで楽しいランチタイム

子どもたちは、給食の時間をとても楽しみにしています。お友だちや先生と一緒に給食を食べることで、友だちの輪が広がったり、今まで食べられなかったものが少し食べられるようになったり、家庭の食事だけでは味わえない楽しみがあります。

献立には、旬の食材をとり入れたものや、伝統的な行事にまつわる食事などもあり、お昼ごはんの役割だけでなく、食文化やバランスの良い食事など多くのことを学びます。

学校では、苦手なものを無理に食べさせたり、全員に同じ量を食べさせたりすることはありません。お子様に応じて量の加減をし、食べられる量を食べている指導をしています。好き嫌いを減らす指導についても、家庭と連携をとりながら進めていきます。

毎月、学校給食予定献立表は、吹田市教育委員会保健給食室のホームページに掲載されています。お子様とご覧いただき、給食や食に関する話題にしてみてもはいかがでしょうか。そして、給食に関心を持ち、一日も早く給食に慣れ、楽しい時間になってくれることを願っています。

PTA 主催の保護者対象給食試食会も開催していますので、機会があればぜひご参加ください。

<学校給食予定献立表>

1ヶ月の予定献立と分量をお知らせしています。

裏面には、アレルギーの対応に関するお知らせ・献立紹介などを掲載しています。

学校給食予定献立表									
令和 9年9月分 (年)									
給食は心を食えよう									
献立は一日の活動の中心になります。きちんと食べて、規則正しい生活のリズムをとりましょう。									
栄養三色									
●黄色の食品(エネルギーになる) 穀類、豆類、油脂、豆類、油脂									
●赤色の食品(鉄をつくる) 肉、魚、大豆、牛乳、海苔									
●緑色の食品(体の調子をととのえる) 野菜、きのこ、果物									
日	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名
1	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
2	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
3	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
4	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
5	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
6	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
7	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
8	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
9	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
10	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
11	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
12	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
13	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
14	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
15	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
16	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
17	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
18	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
19	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
20	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
21	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
22	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
23	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
24	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
25	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
26	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
27	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
28	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
29	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
30	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン
31	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン	コッペパン

きゅうしょくのおしらせ

9月27日(月)

※献立表の目

ふたきムチごはん

ぎゅうしゅう

だまごスープ

にんじんのレモンふうみ

ふたきムチごはん

ふたきムチは、韓国では「キムチポックン(キムチの炒め物)」と書かれています。

ふたきムチごはんは、豚肉とキムチを炒め、お米と一緒に炊き込んで作っています。

クイズ

「はくさい」は、えいよう三 色 では何色の食べ物かな?

①き ②あか ③みどり

ふたきムチごはん

<きゅうしょくのおしらせ>

当日のメニュー紹介や食材に関する話など、給食にまつわるものを題材にした「きゅうしょくのおしらせ」を作成し、食育の一環として活用しています。

❖給食の内容

献立は1ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみたすこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- ◆パンは、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように10種類程度のパンがあります。
- ◆米飯は週4回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- ◆牛乳は、紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- ◆栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事では不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

❖給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

❖食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・除去食（卵、乳、小麦の一部） *代替食の対応はしていません
- ・欠食（主食・パンあるいは米飯のどちらか・副食・給食全般・飲用牛乳）
- ・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。

*吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ・やまいも」の13品目は、そのものでは提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」にこの旨、必ずご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

<おねがい>

家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べましょう。
- ・野菜をしっかり食べましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。

事務的なこと

《学校納入金について》

保護者に負担いただく費用として、「学校給食費」と「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA会費）があります。

「学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定します。「学校徴収金等」は、各学校が購入する教材等を定めるため、各学校が納入金額を決定します。

「学校給食費」は吹田市に、「学校徴収金等」は吹田市教育委員会に、それぞれ口座振替（自動払込）により納入していただきます。（学校に現金を持参しても納入できません。）

❖ 学校給食費の概要

➤ 学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日 (納入期限)	再振替日
7月期	4～6月分	7月25日	8月15日
10月期	7～9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜学校給食費の納入金額の例＞（令和5年度の1食単価での試算）

給食実施回数が、4月が11回、5月が21回、6月が20回の場合

7月期の学校給食費は、計52回 × 251円 = 13,052円

➡ 7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は不要です。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

❖ 学校徴収金等の概要

➤ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

① 教材費 約20,000円（1年生）（その他の学年は約140,000円）

② 積立金（5・6年生のみ） 5年生25,000円、6年生30,000円

③ 日本スポーツ振興センター掛金 460円

④ PTA 会費 1 家庭につき 3,000 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。(手数料の額は取扱金融機関により異なります。)

銀行名 手数料	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行 (郵便局)	りそな銀行
口座振替手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の現金窓口払いの場合313円)が必要です。)

❖ 学校給食費・学校徴収金等の口座振替について

➤ 取扱金融機関(口座振替を利用できる金融機関)

- ・池田泉州銀行 ・北おおさか信用金庫 ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行(郵便局) ・りそな銀行

➤ 口座振替の申込手続き

(1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。)

(2) ① Web での申込み方法(池田泉州銀行は Web 申込みできません)

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ(トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Web での口座振替の申込み)を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。(右の二次元コードからもアクセスできます。)



② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。(金融機関の窓口にはありません。)

➤ 口座振替申込みの注意点

- ・ 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- ・ 「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Web での申込みの場合は「小学校給食費」と「学校徴収金等」の2回の申込み(入力)が必要です。書面での申込みの場合は、2種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- ・ 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。なお、兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続き」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。
- 行事欠席等で返金がある場合、次回の教材費の徴収額から返金分を差し引いて徴収することで返金とさせていただきます。

指定校変更・区域外就学

吹田市教育委員会では、市立の小・中学校ごとに通学区域を定め、お住まいになられている住所に基づいて学校を指定し就学していただいております。（「指定校」への就学）

ただし、下記の基準に該当される場合には、保護者の申し立てにより、指定校の変更・区域外就学を認めています。「指定校」以外の学校への就学には、吹田市立の別の学校への就学（指定校の変更）と、他の市町村内の住所地から吹田市立の学校への就学（区域外就学）の、2種類があります。

なお、本来の「指定校」以外の学校への就学は、以下の条件を満たすことが前提となります。

1. 通学上の安全確保については、保護者が責任を持っていただくこと。
2. 通学方法は、徒歩、電車・バス等の公共交通機関の利用又は保護者の自家用車での送迎によること(自転車による通学、保護者が自転車に2人乗りさせての送迎は、認められません)
3. 通学に要する時間が、片道1時間以内であること（児童・生徒にとって、校区外からの通学が大きな負担とならないこと）。
4. 保護者は、校区外からの通学について、あらかじめ就学希望校の学校長に十分相談していること。

吹田市指定校変更・区域外就学許可基準

令和2年1月1日改正

届け出の内容	許可の範囲	添付書類
1. 引越し等による住居移転で校区が変わるが、引き続き現在の在籍校への就学を希望する場合	(1) 小学校 ア 1年生から4年生までは、異動日から学年末まで許可 イ 5年生以降（4年生の3学期の修了式以降）は、卒業まで許可 (2) 中学校 ア 1年生は、異動日から学年末まで許可 イ 2年生以降（1年生の3学期の修了式以降）は、卒業まで許可	1 転学（出）通知書
2. 融資等の事情により、住民票のみ校区外に移したが、実際の居宅は校区内にあるため、引き続き現在の在籍校への就学を希望する場合	実際の転居まで許可	1 転学（出）通知書
3. 居住している住居の建替え等で一時的に校区外に仮住まいするが、工事完了後に戻り再入居する予定のため、仮住まいの期間中も引き続き現在の在籍校への就学を希望する場合	ア 一般家屋の建替えについては、工事期間の範囲内で許可 ----- イ マンション等の大規模集合住宅の建替えについては、仮住まい開始日から再入居可能日まで許可	1 工事期間を証明できるもの（工事の請負契約書等） 2 仮住まい先住所を証明できるもの（賃貸契約書、売買契約書、民生委員の証明等） ----- 1 建替え後の再入居や工事期間を証明できるもの（工事の請負契約書等） 2 仮住まい先住所を証明できるもの（賃貸契約書、売買契約書、民生委員の証明等）
4. 一定期間内に新しい住居に移転することが決定しているため、あらかじめ新しい住居のある校区の学校への就学を希望する場合	学年当初より転入・転居予定先の学校への就学を許可（概ね半年以内とし、最大当該学年末まで許可）	1 転入先の住所と入居予定日を証明できるもの（賃貸契約書、売買契約書、民生委員の証明等）
5. 保護者の就業等の事情で留守家庭となるので、保護者が他校区で経営する店舗等で放課後養育するため、当該校区の学校への就学を希望する場合	必要な期間を許可 （ただし、学年が変わるごとに更新の手続きが必要）	1 店舗等を経営していること及び店舗等の住所を証明できるもの（営業許可書、就労状況証明書等） 2 店舗等で児童生徒を養育することを誓約できるもの（経由誓約書）
6. 保護者の就業等の事情で留守家庭となるので、市内在住の親戚等に放課後託児するため、当該校区の学校への就学を希望する場合	必要な期間を許可 （ただし、学年が変わるごとに更新の手続きが必要）	1 保護者の就業中に祖父母等が児童を預かることを誓約できるもの（経由誓約書） 2 留守家庭となることが証明できるもの（就労状況証明書等）

7. 教育的配慮により、他校区の学校への就学を希望する場合		
ア 児童生徒に心身の特別な事情（身体的な理由等）又は保護者に身体的な理由があり、教育的配慮により就学指定校とは異なる学校への就学を希望する場合	あらかじめ現在の在籍校の学校長に教育的配慮が必要な理由を十分相談の上、必要な期間を許可 （ただし、学年が変わるごとに更新の手続きが必要）	1 保護者の申立書 2 学校長の意見書等教育的配慮を必要とする事由を証明できるもの
イ 保護者の疾病等の事情により児童生徒を他校区に居住する親戚等に預けるが、引き続き現在の在籍校への就学を希望する場合	あらかじめ現在の在籍校の学校長に教育的配慮が必要な理由を十分相談の上、必要な期間を許可 （ただし、学年が変わるごとに更新の手続きが必要）	1 診断書 2 預かり者の住所を証明できるもの（住民票、保険証、民生委員の証明等） 3 居住証明書
ウ 兄弟が就学している学校と異なる学校が就学指定校であるが、兄弟と同じ学校への就学を希望する場合	兄弟が卒業するまでの期間、兄弟と同じ学校への就学を許可	不要

※詳細は、学校または吹田市教育委員会 学務課（電話 06-6155-8195 直通）までお問い合わせ下さい。

転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、教材費等の精算を行います。

校区内で転居の場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。連絡帳で結構です。

転校手続きの流れ

- ①市役所市民課または出張所で転出届を出します。（市内転居の場合は転居届）
吹田市外は転出予定日の約2週間前から受付、吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出
- ②窓口で発行された「転学(出)通知書」を片山小学校へ提出します。
市内転居の場合は「転学(出)通知書」「転入学通知書」の2種類発行されます。
- ③片山小学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④転出先の市役所等で転入届を出し、窓口の案内に従って手続きします。（市外転出のみ）
- ⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出し、転入の手続きをします。
（市内転居の場合は、「転入学通知書」も一緒に提出）

教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失等した場合は購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は、特に保管の注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転入は給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成したものや文部科学省発行の副読本も無償で支給します。

提出書類について ※書類は入学式当日に配布いたします。

❖安全カード （詳細は14ページ）

安全カードは、お子さまのケガなどで緊急を要する場合、できるだけ早く処置できるように学校に常備しておくものです。記入に際して、特にご注意ください緊急連絡先欄①②③は、連絡時の優先順位でお書きください。なお、連絡先に変更がありましたら、至急ご連絡ください。

❖児童調査票

児童調査票は、学校がお子さまの状況を把握するためのものです。家庭での様子等をお書き下さい。

❖PTA入会申込書

保護者の加入をお願いしています（PTAからの委任を受けて配布しています）。

❖引き渡しカード

災害等が起こり、児童を保護者の方に迎えに来ていただく際に使用します。実際にお迎えをしていただく方の氏名や緊急連絡先をご記入ください。

❖台風の時（台風でなくても暴風警報・大雨特別警報の場合にも適用）

北大阪（吹田市）に暴風警報・大雨特別警報が発令されているとき

- 1 午前7時現在で暴風警報・大雨特別警報が発令されているときは、登校せず家で待機します。
- 2 午前9時までに暴風警報・大雨特別警報が解除されているとき（9時解除も含む）は、授業がありますので、安全に気をつけて、登校します。
- 3 午前9時現在で暴風警報・大雨特別警報が解除されていないときは、学校は臨時休校となります。
- 4 児童が登校した後に暴風警報・大雨特別警報が発令されたときは、安全が確保されるまでの間学校で待機しますが、校長の判断で早めに帰宅することもあります。

当日の天気予報にご注意いただき、早めに帰宅する場合でも児童が家に入れますよう各家庭で事前に相談しておいてください。

大雨・洪水警報が発令されただけでは休校になりません。安全に気をつけて登校してください。また、大阪府への台風の直撃が確実となった場合等、暴風警報・大雨特別警報が発令される前に臨時休校が決定されることもあります。学校からの連絡に注意しておいてください。

❖地震の時

吹田市で《震度5弱》以上の地震が起きたとき

- 1 児童の登校前に起こったとき、学校は臨時休校になります。
- 2 登校の途中に地震が起こったとき、建物のそばなど危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、原則として登校し運動場に集合します。
- 3 登校後（授業中など）に地震が起こったとき、余震に配慮し、運動場に避難します。
- 4 下校時に地震が起こったとき、危険な場所をさけ安全な場所に一時避難した後、安全に気をつけて家に帰ります。

◎地震の場合、電話がつかないことが予想されます。

情報の伝達はさくら連絡網、ホームページ、校門に掲示して行います。

なお、吹田市に災害対策本部が設置されます。

❖非常時の引き渡し

災害や校区内での重大事件が起こった際に、児童の下校について保護者の方に迎えに来ていただくことがあります。

ここで言う保護者とは保護者に代わる人も含みます。引き渡しカードを作成して、そこに記載されている方に引き渡しをします。非常時にどうするかは普段から話し合っておいてください。迎えに来られるまで下校させずに原則として学校にいたることになります。

就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由で小・中学校に通うお子様の学用品費の購入等にお困りの家庭に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。

所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和6年度（2024年度）就学援助費 申請のお知らせ」をご覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 | 令和6年4月1日（月）～5月25日（土）ただし窓口受付は5月24日（金）まで

※ 一斉受付期間後も令和7年3月28日まで随時申請を受け付けますが、申請を受け付けた月からの月割支給（減額措置）となります。なお、3月の申請は、原則修了式までをお願いします。

① 電子申請 | 吹田市ホームページから24時間申請が可能です！

② 郵送申請 | 学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。

必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。

宛先：〒564-0027 吹田市朝日町3番402号

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当



▲就学援助 HP

③ 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時30分まで

場所：吹田市教育委員会 学務課（吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階）

就学援助費認定者への医療券（医療費援助）交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。

☆対象となる疾病（学校保健安全法施行令で定める疾病）

トラコーマ、結膜炎＜アレルギー性は対象外。＞、白癬・疥癬（白癬菌・疥癬菌による水虫）、膿疱疹（とびひ）、中耳炎＜急性や慢性・渗出性を問わず使用できます。＞、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）＜急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。＞、アデノイド、う歯（むし歯：保険診療の対象となる治療範囲）＜歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外。＞、寄生虫病＜虫卵保有を含む＞ ※ これら以外の疾病では医療券の使用はできません。

詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和6年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

新小学校1年生

申請期間 | 令和6年2月1日（木）から2月29日（木）

詳しくは、令和6年1月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

新中学校1年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先：吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196（直通）

特別支援教育就学奨励費

吹田市では、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の方に、学用品費や学校給食費など学習に必要な費用を援助する制度があります（申請は毎年度必要で、随時も可能です）。

奨励費を受けられる方は、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通学している等の保護者で、その世帯の前年の所得合計額と生活保護基準で算定した需要額との比較により、支弁区分が決定されます。申請用紙は1学期中に、対象者に配布します。

※詳細は、学校または教育委員会学務課までお問い合わせください。（電話 06-6155-8196 直通）

その他

留守家庭児童育成室（ありんこ学級 電話 06-6388-1039）

吹田市では、保護者が仕事などで保育できない1～4年生の児童を対象に、市内全ての小学校区内に留守家庭児童育成室を設置し、児童の健全育成を図っています。

開室日・開室時間

月～金曜日：放課後～午後5時

小学校の休業日（代休日、長期休業日等）：午前8時30分～午後5時

延長保育：午後6時30分まで

第4土曜日：午前8時30分～午後5時（延長保育なし。祝日の場合は休室）

休室日

土曜日（第4土曜日除く）、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始、年度最終日

吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成室 電話6384-1599

ボランティア

吹田市では、ボランティアで学校を応援したいと思う人たちに登録していただく「エス・ネットプラン」があります。申し込んでおくと、応援してほしい学校から連絡があります。ボランティアの内容は様々です。応援に行ける場所や時間帯、応援できることやしてみたいことがあれば学校に連絡してください。すでに朝の正門での子どもへの声かけ、あいさつなど、いろいろなところで活躍していただいています。

なお、申し込みや登録は公民館や教育センターなどでできます。詳しくは教育委員会学校教育部学校教育室にお問い合わせください。（電話 06-6155-8207 学校教育室直通）

学校開放 ～運動場や体育館が使えます～

吹田市では全ての小中学校で、夜間と休日に施設開放を行っています。団体への開放とだれでもが参加できるスポーツ教室などがあります。

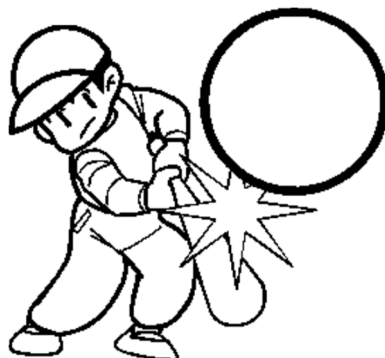
❖本校で開かれているスポーツ教室

【運動場】

・軟式野球 ・ソフトボール ・グランドゴルフ ・サッカーなど

【体育館】

・バレーボール ・バドミントン ・ソフトテニス ・ジャズダンス
・ミニバスケットボール など



学校以外の教育相談窓口

お子さまについて、困ったことは何でも学校に相談してください。学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口があります。

吹田市立教育センター

吹田市出口町 2-1 Tel 06-6384-4488

不登校、学習、発達、友人等の人間関係、進路、情緒・行動、その他教育上の諸問題に関する相談

スクール・セクシュアル・ハラスメント相談 進路選択支援相談 不登校児童生徒支援事業
上記について来所・電話相談を行っています。

いじめの相談については専用の相談窓口があります。(専用電話:06-6337-5411)

この他、月に2回程度、小学校へ出張教育相談を行っています。詳細は4月にお知らせします。

青少年活動サポートプラザ (夢つながり未来館内)

吹田市山田西 4-2-43 Tel 06-6816-8534

青少年相談 (ぷらっとるーむ吹田)

月曜日～土曜日 10:00～20:00

日曜日・祝日 要予約

大阪府吹田子ども家庭センター

吹田市出口町 19-3 Tel 06-6389-3526

養育相談 発達相談 不登校 性格・行動相談 非行相談 その他の相談

大阪府教育センター(すこやか教育相談)

大阪市住吉区荻田 4-13-23

Tel 06-6607-7362(保護者から)

Tel 06-6607-7361(子どもから)

不登校等の不適應 セクシュアル・ハラスメント 家庭における子育て・しつけ
発達の遅れ・障がいのある子どもの生活や学習・指導 進路 等の教育に関する相談全般
EメールやLINEによる相談も可能です。

PTA活動

Parent-Teacher Association の略で、保護者と教職員が協力して、家庭、学校、社会における児童の健全な成長をはかることを目的として組織されています。

❖PTAの活動内容

役員会を PTA の代表窓口として、下記の活動を行っています。共働き家庭の増加、新型コロナウイルス感染を機に、活動内容の見直しを進めています。お時間の許す範囲で皆様のご協力よろしくお願いいたします。

【委員会活動】

美化委員会：校内の美化活動

地区安全委員会：交通安全や防犯に関して地域と連携した活動

学校生活委員会：保護者と協力して子ども達の安全や生活に関する活動

広報委員会：PTA活動の情報発信、子ども達や先生方の新聞の作成や発行

推薦委員会：次年度候補者の選出

総務委員会：ベルマーク活動、地域団体のお手伝い

【お手伝い】

- ・運動会や音楽会、三館合同文化祭などの学校行事地域行事のお手伝いをお願いします。前日準備などの手伝いもありますができる範囲でお願いします。
- ・GOGO キッズの見守り活動。毎週水曜日低学年図書室や運動場を開放しています。その時にはフレンドさんと一緒に受付や見守りをお願いしています。

❖毎日パトロール(子ども見守り活動)

片山小学校ではたくさんの人の目で子どもたちを見守っていくことを目的として、保護者の皆様に登下校時の見守りパトロール（毎日パトロール）をお願いしています。

また、PTA 委員の皆さんは『片山見まもり隊』のメンバーとなり、地域の方と積極的に連携しながら、出来るときに、子どもと一緒に登下校して危険ポイントの見守り活動を行います。

❖PTAクラブについて

PTAクラブは、すべてのPTA会員を対象にして、クラブ活動を通して親睦と文化・体育の向上をはかるとともに、校内で子どもを見守りながら活動しています。

☆ハンドメイド ☆和太鼓「鼓響」

第2水曜日、第4木曜日

第2・4火曜日、第2・4土曜日

上記2つのクラブがあります。見学・体験・入部 随時受付中。

❖「こども110番の家」ってご存知ですか？



この黄色い旗やステッカーを見かけたことはありませんか？

これは、子どもたちが危険にあった時、またあいそうになった時に、助けを求めて駆け込むことのできる協力家庭の目印です。

「こども110番の家」は、全国的に多発している子どもを狙った犯罪から、子どもたちを地域全体で守っていくボランティア運動としてスタートしました。

片山小学校では平成9年度（1997年度）よりスタートしました。

地域諸団体のご協力をいただきながらPTA地区安全委員会を中心に活動しています。協力家庭向けに「こども110番の家ニュース」を発行するなどし、地域の方々とPTAとの更なる連携を図っています。現在、多くのご家庭にご協力をいただいております。

また、平成12年（2000年）4月より協力家庭への制度として「吹田市こども110番の家 災害見舞金制度」もスタートし、より一層充実した活動になりました。

各ご家庭でもお子さんに十分ご説明いただくとともに、「こども110番の家」運動にご支援くださいますようお願いいたします。

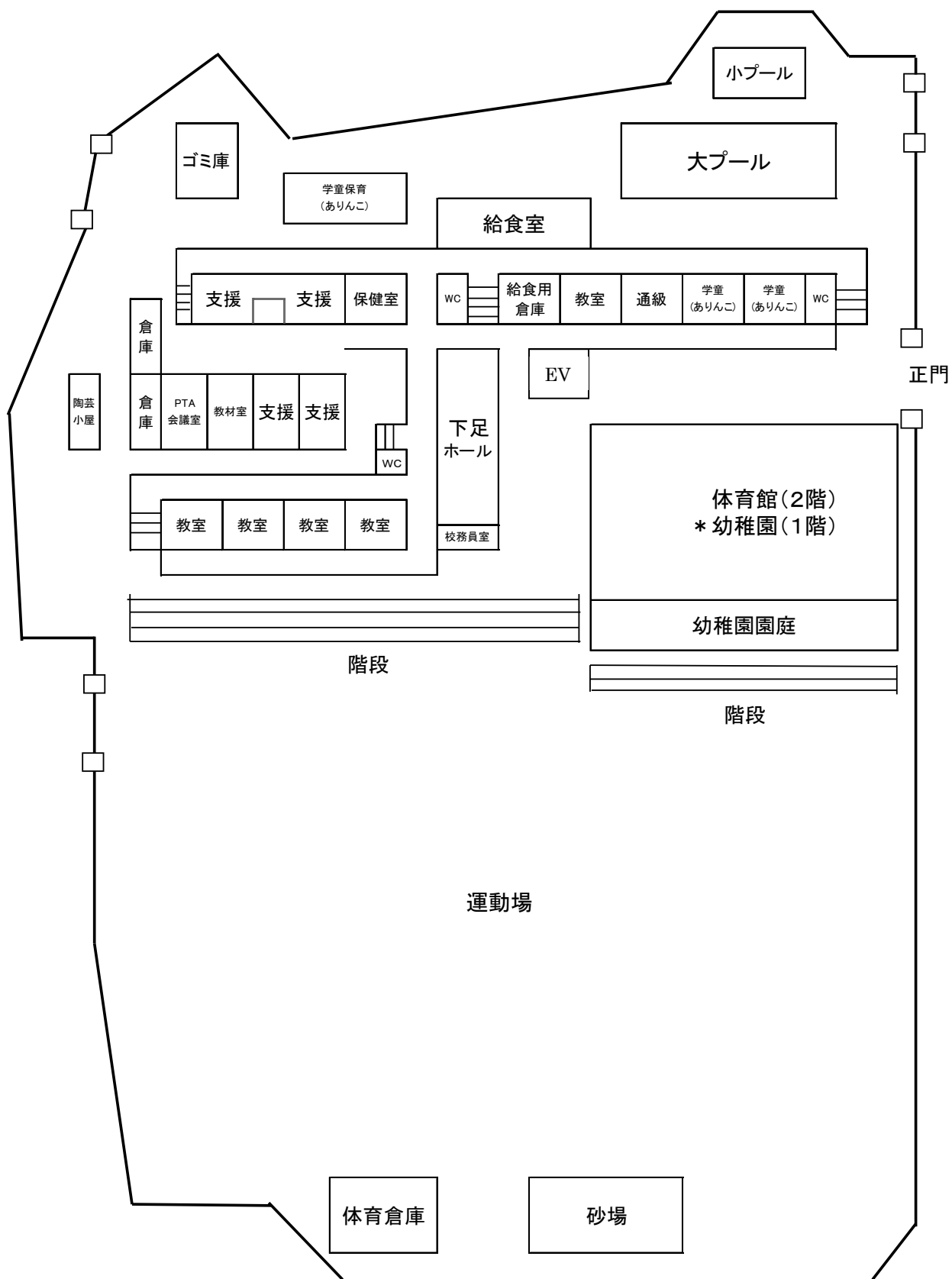
❖ツイタもんについて

学校防犯システム「ツイタもん」を利用して登下校の見守りを行っています。全児童にICタグを無料で貸し出しいたします。

また、有料オプションとして登下校の校門の通過情報をメールでお知らせします。

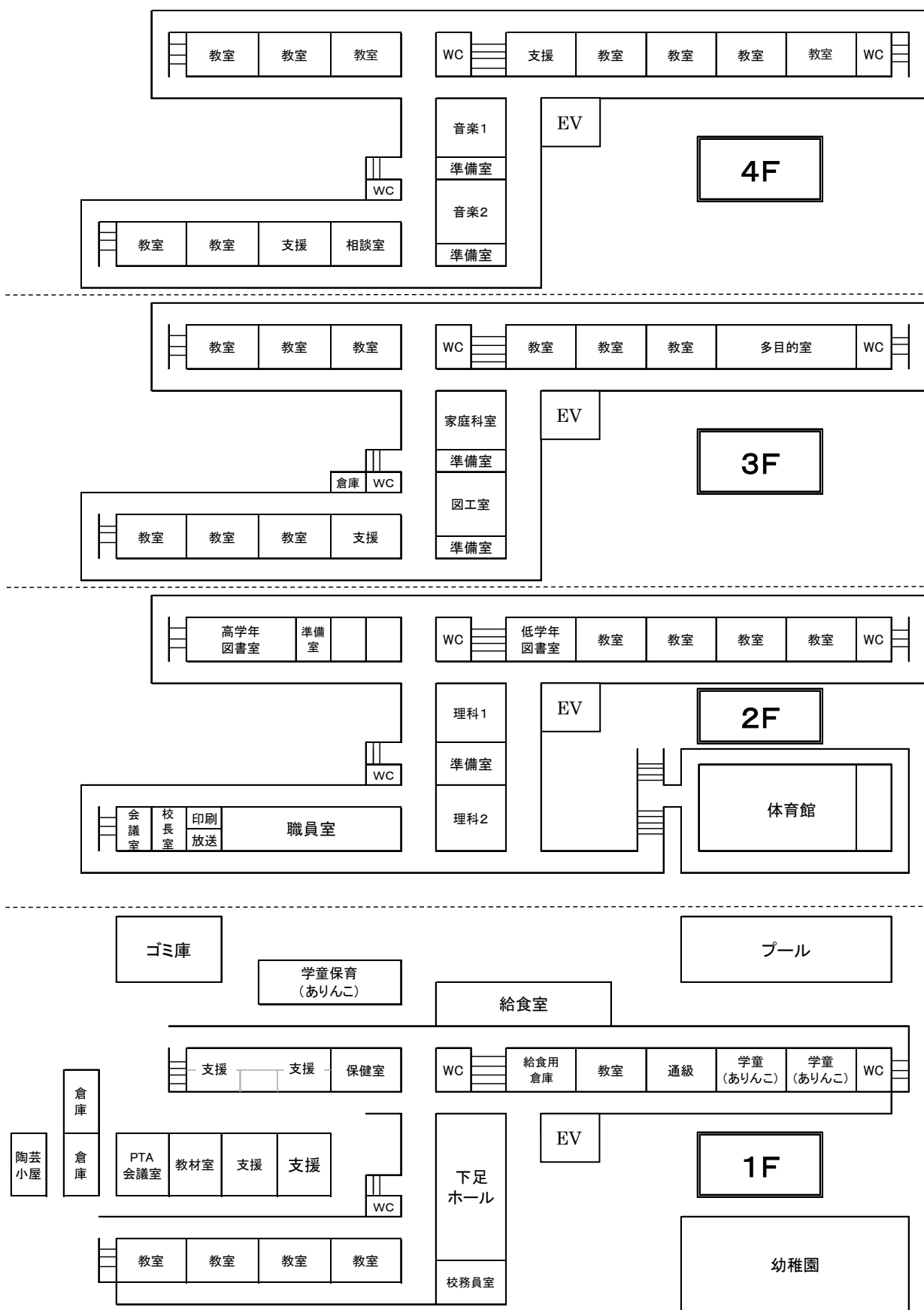
詳しくは「ツイタもん」の資料をご覧ください。

片山小学校 校内マップ



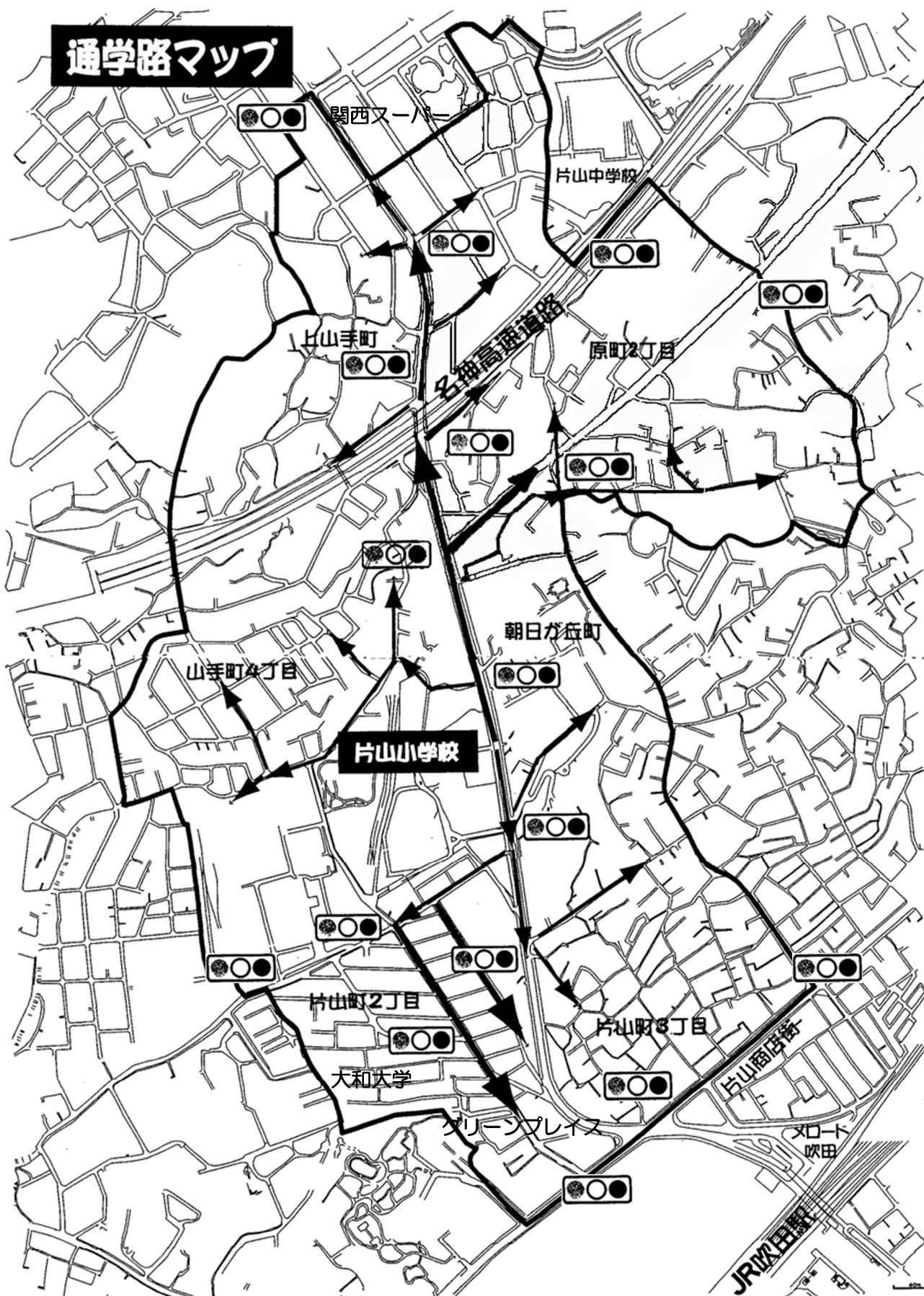
※令和5年度の配置です

教室配置図(1F～4F)



※令和5年度の配置図です

通学路マップ



—メモのページ—

大事なことはここに記入してください

片小ナビ 令和6年度（2024年度）版

本片小ナビ作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～
大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

吹田市立小学校
～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

制 作
吹田市立片山小学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行
令和6年（2024年）2月1日
吹田市立片山小学校



吹田市立片山小学校

〒564-0083

吹田市朝日が丘町16番1号

TEL : 06-6387-8531

FAX : 06-6387-9364